

出火の原因が入居者の不注意によるものであるときは現状回復、損害賠償、住宅の明渡しなどの措置を受けることとなります。

小火であっても事故のあったときは、松山市営住宅管理センターまで知らせて下さい。

ガス漏れに気付いたときは、ガス供給業者に通報しましょう。

7. その他

(1) 敷金について

住宅に入居する際、家賃の2ヶ月分相当額を敷金として納入していただきます。この敷金は、住宅の明渡しをされる場合に、家賃の未納、損害賠償金などがない場合は全額、あればそれを差し引いた額をお返しします。明渡しをされる場合は、返還届と共に請求書を提出して下さい。

※この敷金に利子は付きません。

(2) 立入検査

松山市が住宅管理上必要と認めたときは、住宅への立入り検査を行うことがあります。

(3) 明渡し請求

明渡し請求の事由は、各項目でも説明しておりますが、次の通りです。

- (ア) 不正の行為によって市営住宅へ入居したとき。
- (イ) 家賃〈割増家賃を含む〉を3ヶ月分以上滞納したとき。
- (ウ) 市営住宅又は付属施設を故意または重過失により滅失し、または毀損したとき。
- (エ) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
- (オ) 市営住宅を他の者に貸し又は入居の権利を他の者に譲渡したとき。
- (カ) 同居の承認、入居の承継の規定に違反したとき。
- (キ) 市長の承諾なく、市営住宅の現状に変更を加えたとき。
- (ク) 市長の承諾なく、市営住宅を住宅以外の用途に使用したとき。
- (ケ) 市営住宅内の環境を乱し、他の入居者に迷惑を及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- (コ) 入居者又は同居者が暴力団員であると判明したとき。
- (サ) その他条例、規則又は市長の行った処分に違反したとき。